

2023年1月12日

お客さま各位

株式会社 岩手銀行

クレジットカード「I b e O n e」会員規約等の改定について

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当行では、以下のとおりクレジットカード「I b e O n e」に係る会員規約等を改定いたしますので、お知らせいたします。

記

1. 改定対象となる規約等

- (1) I b e O n e (DC) 会員規約
- (2) I b e O n e + (DC) 規定
- (3) I b e O n e (DC) 保証委託約款

2. 主な改定内容

- (1) I b e O n e (DC) 会員規約
 - ① ICカードの普及やEC取引の増加など、クレジットカードに関する取引環境の変化に対応するため、必要な規約を置くこととしました。
 - ② 債権分野に関する民法改正（以下「改正民法」）が2020年4月1日から施行され、定型約款に関する規定が新設されたほか、2021年4月1日に施行された改正割賦販売法では、デジタル社会の進展を踏まえ、法定書面交付義務から情報提供義務に変更されるなどしており、これらの規定に対応するため必要な改定を行いました。
 - ③ 2023年4月1日以降において、ボーナス併用分割払いの取扱いを停止させていただくこと、ならびにショッピング利用代金のうち、分割払いの利用に係るものの遅延損害金の計算方法を変更することについて規定しました。
 - ④ 規約の内容ができる限り明確でかつわかりやすくなるように各条項の配列を再整理するなど全面的に改定しました。
 - ⑤ これまで会員規約の条項の一部として制定していた「個人情報の取扱い条項」について、内容を見直ししたうえで会員規約とは別に新たに制定しました。
- (2) I b e O n e + (DC) 規定

改正民法において、新たに定型約款に関する規定が新設されたことに伴い、これらの規定に対応するため必要な改定を行いました。

(3) I b e O n e (D C) 保証委託約款

- ① 改正民法において、新たに定型約款に関する規定が新設されたことに伴い、これらの規定に対応するため必要な改定を行いました。
- ② 個人情報情報機関に関する情報（登録情報、登録期間、住所等）を最新の状態に更新しました。

3. 改定日（適用開始日）

2023年4月1日（土）

4. 改定後の規約等

改定後の規約等は以下のリンクからご確認いただけます。

- ・ [I b e O n e \(D C \) 会員規約](#)
- ・ [個人情報の取扱いに関する同意条項（DC）](#)
- ・ [I b e O n e + \(D C \) 規定](#)
- ・ [I b e O n e \(D C \) 保証委託約款](#)

【本件に関するお問い合わせ先】

株式会社 岩手銀行 クレジットカードセンター 佐藤（智）・牧野
電話 0120-120-086（フリーダイヤル）
9:00～17:00（土・日・祝日・年末年始を除く）

以上